

安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみの分別を基本とした家庭ごみの減量化及び資源化を図るため、安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（昭和54年安城市規則第16号）第13条に定める家庭ごみを収納する指定袋（以下「指定袋」という。）の適切かつ円滑な流通を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(指定店)

第2条 指定袋を小売販売しようとする店舗は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、指定袋取扱指定店登録承認申請書兼承認書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、指定袋の販売を承認する。

(指定店の変更又は廃止)

第3条 前条第3項の承認を受けた店舗（以下「指定店」という。）が、承認内容の変更又は廃止をしようとするときは、指定袋取扱指定店登録承認変更・廃止申請書兼承認書（様式第2）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(指定店の要件)

第4条 指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定袋の発注は、第6条第1項に規定する認定店に申込みをすること。

(2) 指定袋の発注における申込み単位は、500枚以上とし、1梱（500枚）単位を基本とすること。ただし、配送を要しないときは、この限りではない。

(3) 指定袋の購入代金の支払は、現金決済とする。ただし、指定店と第6条第1項に規定する認定店が合意したときは、この限りでない。

(4) 市内の陳列販売方式の小売店又は市民の利用が見込める安城市隣接市内の陳列販売方式の小売店であること。

(指定店の取消し)

第5条 市長は、指定店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定店の承認を取り消すことができる。

(1) 指定店が前条の規定に違反したとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の承認を取り消したときは、指定袋取扱指定店承認取消書（様式第3）により、当該取消しに係る店舗に通知するものとする。
（認定店）

第6条 市長は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）に基づく入札参加資格者名簿に記載され、かつ、市内に住所を有する者のうちから、原則として、1回の納品量を5万枚以上まとめることのできるものを、指定袋の卸業務の取扱店（以下「認定店」という。）として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、指定袋卸業務登録認定申請書兼認定書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、前項に規定する認定をする。

（認定店の責務）

第7条 認定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）指定店から受注した指定袋を受注した日から起算して3週間以内に配送すること。
- （2）あらかじめ受注枚数を予測し、安城市が作成した指定袋を購入すること。
- （3）指定店以外の者に、指定袋を販売しないこと。
- （4）指定袋を自らが運営する店舗のみで小売販売しないこと。
- （5）指定店へ指定袋を納品した月ごとに、納品先の店名と数量を市長に報告すること。

（認定店の取消し）

第8条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定店の認定を取り消すことができる。

- （1）認定店が前条の規定に違反したとき。
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （3）指定店から指定袋の注文があつたにもかかわらず、受け付けなかったとき。
- （4）過去1年間指定袋を指定店へ納品した実績がなく、かつ、将来にわたって指定店へ納品する見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、指定袋卸業務認定店認定取消書（様式第5）により、当該取消しに係る店に通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

指定袋取扱指定店承認申請書兼承認書

安 城 市 長

注意：太枠の中のみ記入してください。

申請日

年 月 日

申 請 者	住所		
	氏名 電話（ ） -		
店 名	所 在 地	責任者氏名	連 絡 先
			Tel（ ） - Fax（ ） -
			Tel（ ） - Fax（ ） -
			Tel（ ） - Fax（ ） -
			Tel（ ） - Fax（ ） -
			Tel（ ） - Fax（ ） -
営 業 概 要			
特 記 事 項	安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領に基づき、信義に従って誠実に履行します。なお、これに違反した場合には、指定店の取消しをされても何ら異議はありません。		

上記のとおり承認します。ただし、下記の条件条項を守ってください。

年 月 日

安城市長

Ⓜ

条 件 条 項

様式第2（第3条関係）

指定袋取扱指定店承認 変更
廃止 申請書兼承認書

安城市長

注意：太枠の中のみ記入してください。

申請日

年 月 日

申請者	住所 氏名	電話（ ） -
申請区分	1 変更	2 廃止
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

上記のとおり承認します。ただし、下記の条件条項を守ってください。

年 月 日

安城市長

印

条件条項

様式第3（第5条関係）

指定袋取扱指定店承認取消書

安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領第5条第1項の規定により、指定袋取扱指定店の承認を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

店名	
店の所在地	
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	

様式第4（第6条関係）

指定袋卸業務登録認定申請書兼認定書

安 城 市 長

	申 請 日	年 月 日
申 請 者	住所 氏名	
	電話（ ） ー	
店 名	所 在 地	責 任 者 氏 名
		連 絡 先
		Tel（ ） ー Fax（ ） ー
		Tel（ ） ー Fax（ ） ー
		Tel（ ） ー Fax（ ） ー
営 業 概 要		
営 業 規 模	従 業 員 数	
	保 有 車 両	
	自 社 倉 庫 延 面 積	
特 記 事 項	<p style="text-align: center;">安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領に基づき信義に従って誠実に履行します。なお、これに違反した場合には、認定店の取消しをされても何ら異議はありません。</p>	

上記のとおり認定します。ただし、下記の条件条項を守ってください。

年 月 日

安城市長

㊟

条 件 条 項

様式第5（第8条関係）

指定袋卸業務認定店認定取消書

安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領第8条第1項の規定により、指定袋卸業務認定店の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

店名	
店の所在地	
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	